

光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿

| 区 分                | 氏 名       | 役 職              |
|--------------------|-----------|------------------|
| 学識経験者              | 松 村 壽 太 郎 | 光市医師会会長          |
|                    | 藤 本 茂 樹   | 光市歯科医師会会長        |
|                    | 藤 井 正 彦   | 聖光高等学校社会福祉専門科教諭  |
| 保健・医療・福祉<br>団体等関係者 | 西 川 公 博   | 光市社会福祉協議会会長      |
|                    | 池 田 芳 晴   | 光市民生委員児童委員協議会会長  |
|                    | 上 田 博 幸   | 光市ボランティア連絡協議会会長  |
|                    | 内 藤 勲 敏   | 光富士白苑施設長         |
|                    | 横 山 宏     | しまた川苑施設長         |
|                    | 鬼 木 泰 子   | 光市介護支援専門員連絡協議会会長 |
|                    | 鶴 岡 妙 子   | 光市介護相談員          |
|                    | 天 野 加代子   | 光市食生活改善推進協議会会長   |
|                    | 大 庭 眞理子   | 訪問看護ステーション光管理者   |
|                    |           |                  |
| 介護保険<br>被保険者の代表者   | 増 本 佳 治   | 光市老人クラブ連合会会長     |
|                    | 吉 村 孝 宏   | 光地区労働者福祉協議会会長    |
| サービス利用<br>関係者      | 宮 崎 盈 行   | 光市障害者福祉推進連絡協議会代表 |
|                    | 山 下 悦 子   | 光市認知症を支える会の代表    |
| その他団体<br>関係者       | 植 村 芳 弘   | 虹ヶ浜連合自主防災クラブ会長   |
|                    | 小 林 冨 江   | 光市連合婦人会会長        |
|                    | 山 根 恒 憲   | 光市シルバー人材センター理事長  |
|                    | 藤 山 雅 己   | 光商工会議所事務局長       |

# 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱

平成17年8月1日

告示第153号

## (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画並びに老人保健施策に係る計画の策定及び推進について、広く市民の意見を反映するため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表者、サービス利用関係者及びその他関係団体関係者のうちから市長が委嘱する。

## (会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は以下（「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて、関係職員に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

## (委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

(任期の特例)

3 第5条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成21年告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第45号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## 光市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成22年12月1日

告示第162号

### (設置)

第1条 光市における地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の運営に関し、被保険者等の意見を反映させるため、光市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サービスの指定に関すること。
- (2) サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) サービスの質の確保及び運営評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サービスの適正な運営に関し必要な事項

### (組織)

第3条 運営委員会は、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会（以下「市民協議会」という。）の委員をもって充てる。

### (任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、市民協議会の委員の任期とする。

### (会長)

第5条 運営委員会に会長を置き、市民協議会の会長をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、市民協議会の会長の職務を代理する者が会長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。